

平成 27 年 4 月から 12 月までに実施した監督指導結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

平成 27 年 4～12 月に、8,530 事業場に対し監督指導を実施し、6,501 事業場（全体の 76.2%）で労働基準法などの法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 4,790 事業場、賃金不払残業があったものが 813 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 1,272 事業場であった。

表 1 監督指導実施件数等

業種	事項	監督指導実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
				違法な時間外労働 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	過重労働による健 康障害防止措置が 未実施 (注 5)
合計		8,530 (100.0%)	6,501 (76.2%)	4,790 (56.2%)	813 (9.5%)	1,272 (14.9%)
主な業種	製造業	2,483 (29.1%)	1,938 (78.1%)	1,510	163	309
	建設業	473 (5.5%)	322 (68.1%)	210	60	44
	運輸交通業	743 (8.7%)	645 (86.8%)	557	73	141
	商業	1,413 (16.6%)	1,055 (74.7%)	737	184	193
	教育・研究業	491 (5.8%)	360 (73.3%)	226	39	74
	接客娯楽業	608 (7.1%)	537 (88.3%)	435	90	153
	その他の事業	1,507 (17.7%)	1,024 (67.9%)	682	110	209

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 400 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 括弧内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法違反第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない]。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。]、労働安全衛生法第 66 条違反 [健康診断を行っていないもの。] 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。

表 2 事業場の規模別の監督指導実施件数

事業場の規模別の監督指導実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人～299 人	300 人～
8,530	1,167 (13.7%)	2,494 (29.2%)	1,557 (18.3%)	1,342 (15.7%)	1,347 (15.8%)	623 (7.3%)

表 3 企業規模別で見た場合の監督指導実施件数

企業規模別で見た場合の監督指導実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人～299 人	300 人～
8,530	402 (4.7%)	948 (11.1%)	747 (8.8%)	1,064 (12.5%)	1,801 (21.1%)	3,568 (41.8%)

2 主な健康障害防止に係る指導の状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち、6,971 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 監督指導における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導票交付 事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の 実施（注2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注3）	月45時間以内へ の削減（注4）	月80時間以内へ の削減	面接指導等が実 施できる仕組み の整備等（注5）
6,971	1,351	1,836	1,813	5,167	576

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には、衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聞くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち、1,558 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握するなどを指導した。

表5 監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導票交付 事業場数	指導事項（注1）					管理者の責務 （注2）	労使協議組織 の活用
	始業・終業時刻 の確認・記録 （基準2（1）） （注2）	自己申告制による場合			適正な申告の 阻害要因の排 除（基準2（3） ウ）（注2）		
		自己申告制の 説明（基準2 （3）ア）（注2）	実態調査の実 施（基準2（3） イ）（注2）				
1,558	814	244	756	144	70	13	

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した 4,790 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、2,860 事業場で 1 か月 100 時間を、うち 595 事業場で 1 か月 150 時間を、うち 120 事業場で 1 か月 200 時間を、うち 27 事業場で 1 か月 250 時間を超えていた。

表 6 監督実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超 250 時間以下	250 時間超
416	689	825	2,265	475	93	27

○ 労働時間の管理方法

監督を実施した 8,530 事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、738 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、2,996 事業場でタイムカードを基礎に確認し、1,741 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、3,244 事業場で自己申告制により確認し、1,341 事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表 7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制（注 2）	その他（注 2）
使用者が自ら現認（注 2）	タイムカードを基礎（注 2）	IC カード、ID カードを基礎（注 2）		
738	2,996	1,741	3,244	1,341

（注 1）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。